

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百六十三号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和六年六月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改訂部分)

改訂後	改訂前
別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料 通則 (略) 第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料(1日につき) イ 急性期入院対象者入院医学管理料 <u>6,798点</u> ロ 回復期入院対象者入院医学管理料 <u>5,012点</u> ハ 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 <u>5,926点</u> 注1～注11 (略) 第2節 通院料 1 通院対象者通院医学管理料(1月につき) イ 前期通院対象者通院医学管理料(法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定の日(以下「通院決定日」という。)から起算して6月を経過する日の属する月までの期間) <u>8,402点</u> ロ 中期通院対象者通院医学管理料(イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月までの期間) <u>7,386点</u> ハ 後期通院対象者通院医学管理料(通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月の翌月以降の期間) <u>6,370点</u> ニ (略) 注1～注8 (略) 2 (略) 第2章 医療観察精神科専門療法 通則	別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料 通則 (略) 第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料(1日につき) イ 急性期入院対象者入院医学管理料 <u>6,737点</u> ロ 回復期入院対象者入院医学管理料 <u>4,962点</u> ハ 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 <u>5,870点</u> 注1～注11 (略) 第2節 通院料 1 通院対象者通院医学管理料(1月につき) イ 前期通院対象者通院医学管理料(法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定の日(以下「通院決定日」という。)から起算して6月を経過する日の属する月までの期間) <u>8,336点</u> ロ 中期通院対象者通院医学管理料(イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月までの期間) <u>7,326点</u> ハ 後期通院対象者通院医学管理料(通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月の翌月以降の期間) <u>6,315点</u> ニ (略) 注1～注8 (略) 2 (略) 第2章 医療観察精神科専門療法 通則

(略)

1・2 (略)

3 医療観察通院精神療法（1回につき）

イ (略)

ロ イ以外の場合で、法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関において診療を行った日において、60分以上行った場合

(1) 精神保健指定医による場合 600点

(2) (1)以外の場合 550点

ハ (略)

注1～注5 (略)

注6 心理に関する支援を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、指定通院医療機関の医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合に、医療観察心理支援加算として、初回算定日の属する月から起算して2年を限度として、月2回に限り250点を所定点数に加算する。

4～14 (略)

第3章 医療観察訪問看護

通則

(略)

1 (略)

2 医療観察訪問看護管理料

イ 月の初日の訪問の場合 767点

ロ (略)

注1 (略)

注2 訪問看護事業型指定通院医療機関が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長に届け出た場合であって、通院対象者又はその家族等に対して24時間の対応体制にある場合（医療観察訪問看護を受けよ

(略)

1・2 (略)

3 医療観察通院精神療法（1回につき）

イ (略)

ロ イ以外の場合で、法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定を受けた後初めて指定通院医療機関において診療を行った日において、60分以上行った場合

(1) 精神保健指定医による場合 560点

(2) (1)以外の場合 540点

ハ (略)

注1～注5 (略)

(新設)

4～14 (略)

第3章 医療観察訪問看護

通則

(略)

1 (略)

2 医療観察訪問看護管理料

イ 月の初日の訪問の場合 744点

ロ (略)

注1 (略)

注2 訪問看護事業型指定通院医療機関が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長に届け出た場合であって、通院対象者又はその家族等に対して24時間の対応体制にある場合（医療観察訪問看護を受けよ

うとする者の同意を得た場合に限る。)には、<u>次に掲げる場合に</u>応じ、医療観察24時間対応体制加算として、月1回に限り、所定点数に<u>それぞれ次に定める点数</u>を加算する。ただし、当該月において、当該通院対象者について他の訪問看護事業型指定通院医療機関が医療観察24時間対応体制加算を算定している場合は、算定しない。 <u>イ 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合</u> <u>680点</u> <u>ロ イ以外の場合</u> <u>652点</u> 注3～注5 (略) 3 (略) 第4章 (略)	うとする者の同意を得た場合に限る。)には、医療観察24時間対応体制加算として、月1回に限り、所定点数に<u>640点</u>を加算する。ただし、当該月において、当該通院対象者について他の訪問看護事業型指定通院医療機関が医療観察24時間対応体制加算を算定している場合は、算定しない。 (新設) (新設) 注3～注5 (略) 3 (略) 第4章 (略)
---	--